

# 【1号議案】 2020年度 事業報告書（案）

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会

## 1 はじめに

生活困窮者自立支援法が施行されて6年が経過し、4月から7年目を迎えている。私たち「大津夜まわりの会」（以下、「当法人」と記述）は、同法が施行された2015年度以降の各年度、同法にもとづく「自立相談支援事業」及び「一時生活支援事業」の2つの事業を一体的に実施する事業者を公募する大津市のプロポーザルに応募し、7年連続してこの事業を受託して現在に至っている。

また2019年度の途中からは、生活困窮者自立支援法の一時的支援事業として提供する5室のシェルター（以下、「困窮シェルター」と記述）とは別に、当法人の独自事業として、定期賃貸借契約にもとづく一時生活用居室（以下、「賃貸シェルター」と記述）を3室設置し、そのことによって「困窮シェルター」のキャパシティ不足を補うとともに、制度上の死角がカバーされるようにつとめてきた。

さらには、不動産仲介業者、管理会社、宅建事業者とのつながりを最大限に生かして、高齢者、障がい者、DV被害者など、民間賃貸住宅への入居が困難になりがちな、いわゆる「住宅確保要配慮者」の住宅を確保するためのネットワークづくりをすすめてきた。

## 2 事業全般について

### （1）生活困窮者自立支援法にもとづく委託事業

当法人は、生活困窮者自立支援法の施行以前から、生活に困窮する方々を対象にした「総合相談事業」をおこなうとともに、住居を喪失した方々に対して「緊急一時宿泊所」を提供する事業を実施してきた経過がある。

当法人に寄せられる相談は、すでに住居喪失状態にある方、住居喪失が目前に迫っている方などから、極めて切迫した緊急性のある相談が少なくない。内容的にはシェルターの利用や住居の確保に関する相談が多いが、住居に関する相談だけでなく、失業や低収入による生計維持困難に関する相談、心身の疾病に関する相談なども決して少なくない。

本人や家族・知人からの相談のほか、各分野の行政機関、社会福祉協議会、弁護士、医療機関などからの相談や問い合わせも多く、相談経路は多岐にわたる。

自立相談支援事業には、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に関する相談を包括的・制度横断的に受け止め、継続的な伴走型の支援をおこなうことが求められる。私たちは、このような自立相談支援事業の本来の理念をふまえて、あらゆる相談を断ることなくすべて受け止め、相談者に寄り添いながら、最善の解決をめざして支援をおこなってきた。

2020年度に自立相談支援事業として新規に相談を受付けた相談者数は33件34人（夫婦1組を含む）であり、そのうち17件18人が一時生活支援事業の「困窮シェルター」を利用し、さらにそのうち3件3人は「困窮シェルター」の利用後に「賃貸シェルター」を利用している。

2020年度における「困窮シェルター」の利用者総数は、2019年度からの継続利用者5件5人を含めて22件23人であった。

なお、相談受付した33件34人のうち2件2人は「困窮シェルター」を経ることなく、最初から「賃貸シェルター」を利用している。また15件15人は2種類のシェルターのいずれも利用していないが、その内訳は、生活保護申請及び居宅確保を支援したものが9件、生活保護申請だけを支援したものが3件、相談・情報提供のみをおこなったものが3件となっている。

## (2) 独自事業としての「賃貸シェルター」とその役割の重要性

すでに述べたように私たちは2019年6月以降、一時生活支援事業にもとづく5室の「困窮シェルター」とは別に、当法人と利用者との間で6か月期限の定期賃貸借契約を結んだ上で、利用開始と同時に生活保護を申請し、原則として住宅扶助によって家賃をまかなうことを想定した「賃貸シェルター」を3室設置して運営している。

2020年度における「賃貸シェルター」の利用者は延べ8人、4月以降の新規利用者は5人であった。運営開始後の延べ利用者は合計13人であるが、そのうち6人は、「賃貸シェルター」を利用する前に一旦、「困窮シェルター」を利用し、後日、「賃貸シェルター」を利用するという経過をたどっている。

そもそも「賃貸シェルター」の設置・運営を開始することになったのは、「困窮シェルター」の利用期間が制度上、「最大で6か月」に限定されているにもかかわらず、その期限内に適切な住居を確保することが困難な利用者が相次いだことが直接の契機であったが、その後の経過の中でも同様の配慮を必要とする利用者があり、「賃貸シェルター」は、生活困窮者自立支援法にもとづく委託事業である「困窮シェルター」のキャパシティー不足を補うとともに、実態に見合わない利用期間があるという制度上の問題点についても補完する役割を果たしていることになる。

## (3) シェルターが満室の場合の相談支援とインフォーマルな社会資源の活用

住居喪失状態に陥った方から緊急性の高い相談を受けたとき、2種類のシェルターがいずれも満室の場合も少なくない。

そのような場合、従来、生活福祉課に同行して生活保護を申請し、救護施設に入所させてもらうのが次善の方策として有効であったが、コロナ禍の影響もあって救護施設への受け入れが円滑ではなくなっており、篤志的な家主やサブリース事業者などの協力を得て「初期費用や家賃は後払いにして生活保護申請の当日に即入居」、「日割家賃による短期入居」など、契約条件や支払い方法に関して個別事情に応じた様々な配慮をしてもらうとともに、生活福祉課の保護申請時の取り扱いにも、それをふまえた配慮をしてもらうことで住居あるいは当面の居所を確保できた事例が増えている。とりわけ「大津空き家レスキュー」との連携によって最近、いくつかの成功事例が相次いで生まれており、今後とも連携をはかっていく予定である。

## (4) 「ひまわりサロン」と昼食の提供

居場所・憩いの場・利用者相互の交流スペースとしてのサロンの利用は新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は実施しておらず、「社会生活基盤づくり講座」についても実施していない。ただし希望者に対しては、1食200円の実費負担で週3回（月水金）、昼食の提供をおこなってきている。また、相談業務のための相談室として「ひまわりサロン」を活用している。

## (5) 夏休み子どもひまわりの家

家庭の貧困等で日常的に学習支援を受けるのが困難な児童生徒の学習権を保障する一環として「夏休み子どもひまわりの家」を今年も開催した。

ただし、新型コロナウイルス流行の影響で夏休みが短くなったことをふまえ、回数を例年に比べて半分の4回に減らし、対象範囲も必要性を考慮して例年の半数程度に絞っての実施となった。

先生役のボランティアについてもコロナ禍の影響もあって大学生の参加が減少し、高校生と社会人を中心に約15人が参加した。

## (6) 越冬支援のつどい

例年と同じく「NHK歳末たすけあい」の助成を得て「越冬支援のつどい」を12月27日に開催した。ただし、新型コロナウイルス感染防止のため、時間帯及び規模を縮小して屋内での開催とし、豚汁、炊き込みご飯などの提供や衣類の無料提供は実施せず、食品等に入った袋を参加者に渡し、希望者には、生活相談、健康・介護相談、法律相談のコーナーを設け、それぞれ専門スタッフを配置して相談を実施した。

## 3 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (単位・円)
①総合自立相談事業 ③ホームレス支援事業 ④緊急一時宿泊（シェルター）事業 ⑦生活困窮者自立支援事業に相当	1. 大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者一時生活支援事業 〔自立相談支援事業〕 生活困窮者の相談に幅広く対応し、包括的な伴走型支援を実施。シェルター利用者には、住居探し、生活保護等の福祉制度利用の支援、就労支援等を実施。	4月1日～ 3月31日	主たる相談場所は「ひまわりサロン」(後述)。その他、市内の公共施設を利用したり、ときには当法人所有の自動車を利用。		生活困窮者からの相談は断ることなく全て対応。 相談受付件数は33件34人。(夫婦1組を含む)	6,445,875
	〔一時生活支援事業〕 (1) 安定的な住居が確保できるまでの間、当法人が借り上げたアパートを一時的な宿泊場所（シェルター）として提供するとともに、食品・生活用品等の支援物資を提供。	4月1日～ 3月31日	市内4か所の民間賃貸集合住宅に5室の個室を分散型で借り上げて提供。		一時生活支援事業の要件を満たす人が対象。年間利用実績は22件(23人)。	7,788,154
	(2) ビジネスホテルのシングルルーム1室を臨時シェルターとして借上げて実施。	12月28日～1月4日	「ホテルアルファワン」		12月30日～1月4日までの5泊6日、1名の利用があった。	

<p>③ホームレス支援事業 ④緊急一時宿泊（シェルター）事業</p>	<p>2. 「賃貸シェルター」提供事業</p>	<p>4月1日～ 3月31日</p>	<p>総戸数 39 戸の民間賃貸マンション(1棟)に3戸の個室を借り上げ、サブリース方式で一時的な住まいとして提供。</p>	<p>住居がなく、かつ生活保護の要件を満たす人が対象。 年間の利用者総数は8人であった。</p>	<p>1,713,257</p>
<p>①総合自立相談事業、⑥生活保護利用者に対する自立支援事業に相当</p>	<p>3. 総合自立相談事業 生活保護を受給してシェルターから居宅に移行した人のアフターフォローや生活保護を受給中の人への相談支援は、自立相談支援事業として位置づけられないため、独自事業として実施した。</p>	<p>4月1日～ 3月31日</p>	<p>主たる相談場所は「ひまわりサロン」(後述)。家庭訪問や公共施設での相談、当法人所有の自動車の中での相談も併用。</p>	<p>居宅移行後のアフターフォローをおこなった人約 10 人。 受給中の人からの相談も約 10 件。</p>	
<p>②ひまわりサロン(居場所)事業 ⑧生活保護利用者に対する自立支援事業に相当</p>	<p>4. ひまわりサロン(居場所)事業及び社会生活基盤づくり講座 〔ひまわりサロン〕 居場所・憩いの場・利用者相互の交流会うペースとしてのサロンの利用はコロナウイルス感染防止のため中止。 ただし、希望者には実費負担で週3回(月水金)の昼食を提供している。 また、相談業務のための相談室として活用している。</p>	<p>4月1日～ 3月31日</p>	<p>大津市膳所1丁目10-4の木造住宅内にサロンを開設。</p>	<p>「ひまわりサロン」で昼食を提供した総数は、年間累計で686食であった。</p>	<p>280,478</p>

<p>⑤越冬支援事業に相当</p>	<p>〔社会生活基盤づくり講座〕          コロナウイルス感染防止のため、今年度は実施していない。</p> <p>5. 越冬支援事業          例年と同じく「NHK歳末たすけあい」の助成を得て実施。ただし、コロナウイルス感染防止のため、時間帯及び規模を縮小して屋内で開催。豚汁、炊き込みご飯などの提供や衣類の提供は実施せず、食品等が入った袋を参加者に渡し、希望者には、生活相談、健康・介護相談、法律相談のコーナーを設けて相談を実施した。</p>	<p>12月27日(日)          10時30分～12時</p>	<p>大津市生涯学習センター          一視聴覚室</p>	<p>生活困窮者          ・各種相談希望者・関係団体・周辺地域住民など約160名が参加</p>	<p>443,717</p>
<p>⑥子どもの学習支援事業に相当</p>	<p>6. 子どもの学習支援事業          家庭の貧困等で日常的に学習支援を受けるのが困難な児童生徒の学習権を保障する一環として「夏休み子どもひまわりの家」を今年も開催。ただし、コロナウイルス流行の影響で夏休みが短くなったことをふまえ、回数を例年の半分の4回とし、対象範囲も必要性を考慮して例年の半数程度に絞った実施となった。先生役のボランティアもコロナ禍の影響で、例年に比べて大学生の参</p>	<p>8月3日、7日、12日、18日、          時間帯は10～16時</p>	<p>大津市生涯学習センター          一</p>	<p>日常的に学習支援を受けることが困難な地域の小学生が延べ155人参加。</p>	<p>200,715</p>

⑩広報・啓発事業に相当	<p>加が減少し、高校生と社会人を中心に約 15 人が参加した。</p> <p>7. 広報・宣伝事業 ホームページや「大津夜まわりの会ニュース」の発行などを通じて当法人の活動や貧困問題の実情等を外に向けて発信した。</p>	4月1日～ 3月31日	ひまわりサロン他	行政、福祉団体等の関係機関、団体のほか、活動の支援者、協力者、一般市民	58,532
-------------	---	----------------	----------	-------------------------------------	--------

## (2) その他の事業

なし（当法人は、特定非営利活動のみを実施している。）

## 【3号議案】2021 年度事業計画

(1)今年度も「自立相談支援事業」及び「一時生活支援事業」の2つの事業を一体的に実施する。

(2)居場所・憩いの場・利用者相互の交流スペースとしてのサロンの利用は、新型コロナウイルス感染状況により影響を受けるが、「社会生活基盤づくり講座」について実施を検討する。「講座」開催ができない場合でも、希望者に対しては、1食200円の実費負担で週3回（月水金）、昼食の提供をおこなっていく。

(3)家庭の貧困等で日常的に学習支援を受けるのが困難な児童生徒の学習権を保障する一環として「夏休みこどもひまわりの家」を開催する。ただし、新型コロナウイルス感染状況により、回数及び、対象範囲も20年度と同様な実施となる場合もある。

(4)21 回目の「越冬支援のつどい」を12月末に開催する。

(5)広報・宣伝事業として、ホームページの更新や「大津夜まわりの会ニュース」の定期発行などを通じて当法人の活動や貧困問題の実情等を発信する。

以上

## 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会★  
全事業所

【税込】(単位:円)

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

### 《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

助成金収入	659,125
正会員会費収入	35,000
賛助会員会費収入	11,000
委託料	14,336,347
寄付金収入	1,242,198
受取利息収入	16
住まい対策等支援事業収入	1,630,875
経常収入 計	17,914,561

【事業費】

大津市一時生活支援業務

地代家賃	2,477,740
支払保険料	217,150
水道光熱費	442,466
支払手数料	21,222
備品買い替え	345,701
電話料	186,939
蒲団代	124,951
食費	2,649,488
衣類・消耗品費	123,058
旅費交通費	223,191
施設借上料	865,718
立替金	1,500
車両費	52,030
租税公課	5,000
宿泊費	38,000
雑費	14,000
一時生活支援業務 合計	7,788,154

大津市自立相談支援業務

人件費	6,445,875
自立相談支援業務 合計	6,445,875

調査・研究事業

広報・宣伝事業

通信費	54,390
広告宣伝費	2,178
消耗品費	1,964
広報・宣伝事業 合計	58,532

啓発・研修事業

児童学習支援事業

支払保険料	3,360
通信運搬費	14,912
旅費交通費	17,260
消耗品費	31,512
講師謝金	60,000
食費・茶菓子代	36,196
雑費	1,215
印刷製本費	12,510
賃借料	23,750
児童学習支援事業 合計	200,715

越冬支援事業

支払保険料	7,000
通信費	23,100
旅費交通費	2,220
消耗品費	54,124
食料費	179,173

## 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会★

[税込] (単位: 円)

全事業所

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

印刷費	39,230	
雑費	51,680	
衣料費	83,040	
会場費	4,150	
越冬支援事業 合計	443,717	
住まい対策等支援事業		
支払手数料	2,370	
支払保険料	18,000	
家賃	1,609,400	
光熱水費	12,715	
電話料	29,207	
備品買い替え	30,317	
消耗品費	11,248	
住まい対策等支援事業 合計	1,713,257	
サロン事業		
新聞図書費	42,720	
支払手数料	2,910	
支払保険料	18,000	
通信費	45,460	
水道光熱費	30,415	
地代家賃	102,000	
消耗品費	12,305	
雑費	18,000	
印刷費	3,260	
事務用品費	5,408	
サロン事業 合計	280,478	
当期事業費 計	16,930,728	
合 計	16,930,728	
事業費 計		16,930,728
【管理費】		
支払手数料	660	
減価償却費	199,200	
支払利息	2,792	
雑 費	5,500	
管理費 計	208,152	
經常収支差額		775,681
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入 計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出 計		0
当期収支差額		775,681
前期繰越収支差額		△ 1,574,535
次期繰越収支差額		△ 798,854



## 特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

【税込】(単位:円)

全事業所

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

### 《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

助成金収入	659,125	
正会員会費収入	35,000	
賛助会員会費収入	11,000	
委託料	14,336,347	
寄付金収入	1,242,198	
受取利息収入	16	
住まい対策等支援事業収入	1,630,875	
経常収入 計	1,630,875	17,914,561

【事業費】

大津市一時生活支援業務

地代家賃	2,477,740	
支払保険料	217,150	
水道光熱費	442,466	
支払手数料	21,222	
備品買い替え	345,701	
電話料	186,939	
蒲団代	124,951	
食費	2,649,488	
衣類・消耗品費	123,058	
旅費交通費	223,191	
施設借上料	865,718	
立替金	1,500	
車両費	52,030	
租税公課	5,000	
宿泊費	38,000	
雑費	14,000	
一時生活支援業務 合計	7,788,154	

大津市自立相談支援業務

人件費	6,445,875	
自立相談支援業務 合計	6,445,875	

調査・研究事業

広報・宣伝事業

通信費	54,390	
広告宣伝費	2,178	
消耗品費	1,964	
広報・宣伝事業 合計	58,532	

啓発・研修事業

児童学習支援事業

支払保険料	3,360	
通信運搬費	14,912	
旅費交通費	17,260	
消耗品費	31,512	
講師謝金	60,000	
食費・茶菓子代	36,196	
雑費	1,215	
印刷製本費	12,510	
賃借料	23,750	
児童学習支援事業 合計	200,715	

越冬支援事業

支払保険料	7,000	
通信費	23,100	
旅費交通費	2,220	
消耗品費	54,124	
食料費	179,173	

## 特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

【税込】(単位:円)

全事業所	自 2020年 4月 1日	至 2021年 3月31日	
印刷費	39,230		
雑費	51,680		
衣料費	83,040		
会場費	4,150		
越冬支援事業 合計	443,717		
住まい対策等支援事業			
支払手数料	2,370		
支払保険料	18,000		
家賃	1,609,400		
光熱水費	12,715		
電話料	29,207		
備品買い替え	30,317		
消耗品費	11,248		
住まい対策等支援事業 合計	1,713,257		
サロン事業			
新聞図書費	42,720		
支払手数料	2,910		
支払保険料	18,000		
通信費	45,460		
水道光熱費	30,415		
地代家賃	102,000		
消耗品費	12,305		
雑費	18,000		
印刷費	3,260		
事務用品費	5,408		
サロン事業 合計	280,478		
当期事業費 計	16,930,728		
合 計	16,930,728		
事業費 計			16,930,728
【管理費】			
支払手数料	660		
減価償却費	199,200		
支払利息	2,792		
雑 費	5,500		
管理費 計	208,152		
經常収支差額			775,681
当期正味財産増加額			775,681
前期繰越正味財産額			1,392,666
当期正味財産合計			2,168,347

## 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人大津夜まわりの会★  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
2021年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未払金	573,667
現金	199,783	預り金	△ 3,072
普通預金	1,346,970	流動負債計	570,595
現金・預金計	1,546,753	<b>負債の部合計</b>	<b>570,595</b>
(売上債権)		<b>正味財産の部</b>	
未収金	480,909	<b>【正味財産】</b>	
売上債権計	480,909	正味財産	2,168,347
(その他流動資産)		(うち当期正味財産増加額)	775,681
立替金	107,480	正味財産計	2,168,347
雑損失	3,000	<b>正味財産の部合計</b>	<b>2,168,347</b>
その他流動資産計	110,480		
流動資産合計	2,138,142		
<b>【固定資産】</b>			
(有形固定資産)			
車両運搬具	600,800		
有形固定資産計	600,800		
固定資産合計	600,800		
<b>資産の部合計</b>	<b>2,738,942</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>2,738,942</b>

## 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会★  
全事業所

[税込] (単位:円)  
2021年 3月31日 現在

### 《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	199,783
普通預金	1,346,970
滋賀銀行/膳所支店	(1,041,454)
ゆうちょ	(305,516)
現金・預金計	1,546,753

(売上債権)

未収金	480,909
売上債権計	480,909

(その他流動資産)

立替金	107,480
雑損失	3,000
その他流動資産計	110,480

流動資産合計

2,138,142

【固定資産】

(有形固定資産)

車両運搬具	600,800
有形固定資産計	600,800

固定資産合計

600,800

資産の部 合計

2,738,942

### 《負債の部》

【流動負債】

未払金	573,667
預り金	△ 3,072
社会保険料	(△ 17,426)
源泉所得税	(6,914)
その他補助	(7,440)
流動負債計	570,595

流動負債計

570,595

負債の部 合計

570,595

正味財産

2,168,347